

令和元年度 第14回庁議要旨

日時：令和元年10月29日（火）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市総合計画策定本部の設置について（復興政策部）

現総合計画は、平成19年度から平成28年度までの10年の計画として策定したが、震災に伴い平成23年に震災復興基本計画を策定しており、総合計画も復興計画期間が満了する令和2年度まで延長している。

市民が快適で心ゆたかに生活できるまちづくりを計画的に進めるとともに、震災復興期間終了後の本市の持続的発展の指針を示すことを目的に、令和3年度を初年度とする新総合計画の策定を予定している。

令和3年度以降の期間を対象とした新たな総合計画の策定を行うため、全庁的な策定体制を構築するもの。

(1) 主な内容

新たな総合計画の策定に向けて、庁内の策定組織として石巻市総合計画策定本部を設置する。

① 所掌事項

- ア 総合計画の策定に関すること。
- イ 現行の石巻市総合計画の検証及び評価に関すること。
- ウ 石巻市震災復興基本計画の検証及び評価に関すること。

② 組織

- ア 策定本部
- イ 幹事会
- ウ 専門部会

※詳細は、別紙「総合計画庁内策定体制図」のとおり。

(2) 今後の予定

- | | |
|---------|--|
| 令和元年11月 | 石巻市総合計画策定本部設置要綱制定
第1回石巻市総合計画策定本部会、幹事会開催
第1回石巻市総合計画審議会開催
(随時各会議開催) |
| 令和3年 3月 | 新石巻市総合計画書完成 |

2 石巻市下水道事業運営審議会の設置について（建設部）

平成27年1月27日付の都道府県知事あて総務大臣通知で、平成31年度までの「集中取組期間」を経て、令和2年度までに下水道事業等を公営企業会計に移行するよう要請があったことから、下水道事業、漁業集落排水事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業の各特別会計を統合

し、移行する準備を進めている。

少子高齢化等による収入減少や施設の老朽化に伴う投資負担が想定されることから、公営企業会計の適用に合わせて、運営審議会に係る規定を整備し、経営状況をより適切に管理することにより、下水道等事業の健全かつ安定的な運営を図る。

(1) 主な内容

- ① 所掌事務 市長の諮問に応じ、受益者負担金、使用料その他、下水道の普及促進に関する事項について審議する。
- ② 組織 識見を有する者及び市長が適当と認める者 1 2 人以内
- ③ 任期 委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日まで

(2) 今後の予定

- 令和元年 1 2 月 市議会第 4 回定例会に、石巻市下水道事業の設置等に関する条例及び石巻市下水道事業運営審議会条例の制定について提案（施行予定年月日：令和 2 年 4 月 1 日）
- 令和 2 年 3 月 石巻市公共下水道事業等地方公営企業会計移行業務 完了
- 4 月 公営企業会計適用開始

3 北上小学校の移転について（教育委員会）

東日本大震災により被災した学校施設については、平成 2 4 年 3 月に策定した石巻市立学校施設災害復旧整備計画に基づき復旧整備を実施している。

北上地区では、被災した相川小学校及び吉浜小学校に橋浦小学校を加えた 3 校統合により、平成 2 5 年 4 月に北上小学校を新設し、当面は橋浦小学校の校舎を使用することとしているが、北上地区の住環境整備に合わせて、北上にっこり地区拠点に移転新築することとし、整備を進めている。

北上小学校を移転新築することで、被災した北上地区の教育環境の復旧を図る。

(1) 主な内容

北上小学校を石巻市北上町十三浜字小田（こだ）9 3 番地 4 の新校舎に令和 2 年 4 月 1 日付けで移転する。

【施設の概要】

- ① 名称 石巻市立北上小学校
- ② 場所 石巻市北上町十三浜字小田 9 3 番地 4
- ③ 学級数 学級数 8（普通学級：6、特別支援学級：2）
- ④ 施設の規模
 - ・敷地：12,083.19 m²
 - ・校舎・屋内運動場：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建て
延べ面積 4,167.03 m²
 - ・多目的教室棟：木造平屋建て 延べ面積 136 m²
 - ・渡り廊下：鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積 15.18 m²
 - ・プール本体：FRP 製 25m 4 コース＋低学年用コース
 - ・プール付属棟：鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積 125.80 m²

(2) 今後の予定

- 令和元年 1 2 月 市議会第 4 回定例会に石巻市立学校設置条例の一部改正について提案(施行
予定年月日：令和 2 年 4 月 1 日)
- 令和 2 年 3 月 北上小学校移転新築工事竣工
- 4 月 北上小学校移転

4 石巻市かなんパークゴルフ場の指定管理者の指定について（教育委員会）

石巻市かなんパークゴルフ場は平成 1 7 年のオープンから指定管理者制度を導入し、5 年ごとに更新して管理運営を行ってきたところであるが、令和 2 年 3 月 3 1 日をもって 3 期目の指定管理期間が満了する。

本施設の管理運営について、民間事業者の創意工夫を活かすことにより、市民サービスの向上やより効率的で効果的な運営を図るため、引き続き指定管理者制度を導入し、令和 2 年 4 月 1 日からの指定管理者の指定を行うもの。

(1) 主な内容

石巻市かなんパークゴルフ場の指定管理者の指定

① 施設概要

- 指定名：石巻市かなんパークゴルフ場
- 所在地：石巻市北村字太田沢 9 番地 2
- 開設年月日：平成 1 7 年 7 月 1 日
- 敷地面積：7 5, 0 0 0 m²（うちコース面積 3 9, 8 8 0 m²）
- 主な施設：コース 3 6 ホール（1, 8 4 8 m、パー 1 3 2）
- その他の施設：管理棟、休憩所、屋外トイレ、駐車場等

② 指定管理候補者及び選定方法

- 選定候補者 有限会社ふれあいパーク
石巻市北村字金堂一 1 2 番地
- 選定方法 公募型プロポーザル方式

③ 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

(2) 今後の予定

- 令和元年 1 1 月 選定結果の通知
- 1 2 月 市議会第 4 回定例会に指定管理者の指定及び指定管理料の債務負担行為補正
予算提案
- 令和 2 年 3 月 指定管理に係る基本協定の締結
- 4 月 指定管理に係る年度協定書締結
指定管理者による管理運営業務開始

5 字の区域の変更について（河北総合支所・産業部）

ほ場の効率化、高度利用化を図り生産性を向上させるため、宮城県東部地方振興事務所が事業主体となり、平成 1 6 年から飯野川地区を対象に土地改良事業（農地整備事業）が実施されている。

今般は場が大区画に整備されたことに伴い、区画が変更され字界が不明瞭となる状況となっている。

土地改良事業により従来の区画が変更されたことから、字の区域を変更し、対象農地を編入するもの。

(1) 主な内容

事業区域内の石巻市皿貝字十二神内田ほか28の字の一部の区域を、施行した土地の形状に合わせて字の区域を変更するもの。詳細は別紙「変更調書」及び「字界図」のとおり。

(2) 今後の予定

令和 元年12月 市議会第4回定例会に字の区域の変更について提案

令和 2年 3月 換地計画確定

6 北上総合支所、北上公民館、石巻市図書館北上分館及び北上地区放課後児童クラブの供用開始について（北上総合支所・総務部・教育委員会・福祉部）

北上総合支所、北上公民館、石巻市図書館北上分館は、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受け、現地再建が困難となったことから、北上にっこり地区拠点内に北上地区放課後児童クラブを含めた複合施設として整備を進めている。

平成30年12月に着工した北上にっこり地区拠点施設建設工事が令和2年3月に完成することから北上総合支所、北上公民館、石巻市図書館北上分館及び北上地区放課後児童クラブの供用を開始するもの。

(1) 主な内容

北上総合支所、北上公民館、石巻市図書館北上分館及び北上地区放課後児童クラブの複合施設として供用開始するもの。

① 施設概要

施設の所在：石巻市北上町十三浜字小田93番地4

建物構造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階/地上2階建て

敷地面積：8,564.55㎡

延床面積：2,672.53㎡

【内訳】

区 分	整備後 (㎡)	従 前 (㎡)
総合支所	695.84	826.43
公民館（図書館分館含む。）	854.16	1,258.33
放課後児童クラブ	73.68	53
共用	1,048.85	1,055.94
計	2,672.53	3,193.70

うち公民館等施設内容：交流ホール、会議室、和室、調理実習室、多目的室、図書ラウンジ、青少年活動室

② 所在地の変更について

旧：石巻市北上町十三浜字月浜88番地2（北上総合支所・北上公民館・石巻市図書館北上分館）

石巻市北上町橋浦字大須215番地（北上地区放課後児童クラブ）

新：石巻市北上町十三浜字小田93番地4

③ 公民館使用料の変更について

(単位：円)

改正					現 行					
時間区分 室名	午前9時 ～ 午後1時	午後1時 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後9時	午前9時 ～ 午後9時	時間区分 室名	1回の使用料 (4時間以内)		1回を超える1 時間当たりの 割増料		参考(午 前9時～ 午後9 時)
						昼間 (午前9時 ～ 午後5時)	夜間 (午後5時 ～ 午後9時)	昼間	夜間	
交流ホール (199.00㎡)	4,000	4,000	5,500	13,500	交流ホール (237.21㎡)	2,200	3,500	600	900	7,900
調理実習室 (44.34㎡)	1,300	1,300	1,400	4,000	調理実習室 (60.43㎡)	700	1,100	200	300	2,500
和室 (45.66㎡)	1,700	1,700	1,900	5,300	和室 (59.26㎡)	1,300	2,100	300	500	4,700
会議室 (29.95㎡)	700	700	900	2,300	会議室 (69.79㎡)	700	1,100	200	300	2,500
多目的室 (87.52㎡)	2,200	2,200	2,500	6,900	多目的研修室 (101.60㎡)	900	1,400	200	400	3,200
備考：冷暖房料は、1時間につき交流ホールについては350円、会議室50円、多目的室150円、和室及び調理実習室については100円とする。					備考：冷暖房料は、1時間につき交流ホールについては400円、その他の施設については200円とする。					

④ 石巻市図書館北上分館の開館時間等の変更について

区 分	改 正	現 行
開館時間	午前10時から午後6時まで。ただし、土曜日・日曜日・休日は、午前10時から午後5時までとする。	午前9時から午後5時まで。ただし、水曜日は午前9時から午後9時までとする。
休館日	(1) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで (2) 月曜日。ただし休日にあたるときはその翌日 (3) 前号に掲げるもののほか、館長が必要と認める日	(1) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで (2) 前号に掲げるもののほか、館長が必要と認める日

⑤ 北上地区放課後児童クラブの定員の変更について

定員：30人から40人に変更

(2) 今後の予定

令和元年12月 市議会第4回定例会に関係条例の一部改正について提案

(令和2年4月1日施行予定) 石巻市放課後児童クラブ条例

(同13日施行予定) 石巻市支所設置条例、石巻市公民館条例、石巻市図書館条例

石巻市放課後児童クラブ条例施行規則及び石巻市図書館条例施行規則の一部改正(令和2年4月1日及び同13日施行予定)

令和2年3月 北上にっこり地区拠点施設建設工事完成

～4月 備品等搬入及び仮設庁舎等からの引越

4月 供用開始

7 (仮称)北上こども園の開園及び橋浦保育所の廃止について(北上総合支所・福祉部)

橋浦保育所は、東日本大震災の津波により半壊(床上浸水)の被害を受け、被災した建物を修繕し平成23年6月から保育所を再開した。地域住民から安全の確保を理由に高台への移転要望があり、幼保連携型の認定こども園として、北上にっこり地区拠点内に整備を進めている。

(仮称)石巻市立北上こども園の建設工事が令和2年3月に完成することから、供用開始に併せ、橋浦保育所を廃止するもの。

(1) 主な内容

(仮称) 石巻市立北上こども園の開園に併せ、石巻市立橋浦保育所を廃止する。

【施設概要】

(仮称) 北上こども園

- ① 所在地：石巻市北上町十三浜字小田93番地4
- ② 定員：60人
- ③ 開園時間：(月～金) 午前7時30分～午後6時30分、(土) 午前7時30分～午後0時30分
- ④ 敷地面積：2,916.28㎡
- ⑤ 延床面積：922.90㎡
- ⑥ 建物構造：木造平家建

橋浦保育所

- ① 所在地：石巻市北上町橋浦字行人前164番地
- ② 定員：60人(現在の利用者：37人)
- ③ 開園時間：(月～金) 午前7時30分～午後6時30分、(土) 午前7時30分～午後0時30分
- ④ 敷地面積：3,711.00㎡
- ⑤ 延床面積：522.95㎡
- ⑥ 建物構造：木造一部鉄骨造平家建

(2) 今後の予定

令和元年12月 市議会第4回定例会に石巻市保育所条例及び石巻市立こども園条例の一部改正について提案(施行予定年月日：令和2年4月1日)

令和2年 1月 石巻市立橋浦保育所の廃止及び(仮称)石巻市立北上こども園の開園の周知

3月 建設工事完了及び橋浦保育所の閉所

4月 北上こども園の開園

[報告事項]

1 令和元年度石巻市市政功労者表彰について(総務部)

石巻市表彰に関する条例に基づき、市政の発展等に功績のあった方に敬意と感謝の意を表すため、表彰を行っている。

市の行政、経済、文化、社会その他各般にわたって市政の振興に寄与し、又は市民の模範と認められる善行があった個人・団体を表彰し、その功績を讃えるもの。

(1) 主な内容

【被表彰者数】

種 別	個 人	団 体	合 計
自治功勞	30	0	30
納税功勞	1	0	1
保健衛生功勞	11	0	11
生活環境功勞	0	0	0
産業功勞	0	0	0
統計功勞	0	0	0
教育功勞	2	1	3
芸術文化功勞	0	0	0
都市整備功勞	0	1	1
社会福祉功勞	27	10	37
治安功勞	27	0	27
篤行	0	0	0
合 計	98	12	110

(2) 今後の予定

令和元年11月10日 石巻市市政功勞者表彰式(場所:遊楽館かなんホール 時間:午後2時~)

2 東日本大震災に伴う石巻市防災集団移転促進事業補助金の見直しについて(復興事業部)

東日本大震災に伴う石巻市防災集団移転促進事業補助金については、津波災害区域や地盤崩落などの自然災害から市民を守るため、住居の用に供する建築物の建築を制限する災害危険区域を平成24年12月1日告示により定め、同区域内から石巻市が防災集団移転促進事業で造成した宅地に移転する被災者に対し補助金を交付している。

消費税及び地方消費税の税率が改定されたことに伴い、令和元年10月1日付けで国の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の一部が改正された。

補助金限度額を改正することにより、移転者の消費税増税分の負担軽減を図る。

(1) 主な内容

東日本大震災に伴う石巻市防災集団移転促進事業のうち、以下の経費について、補助限度額の引き上げを行う。

① 危険住宅の除去等に要する経費

項目	改正前	改正後
移転費用	80万2千円	97万5千円

② 住宅の建築等に要する経費

項目	改正前	改正後
建築物本体の建築又は購入	457万円	465万円
敷地造成	59万7千円	60万8千円
石巻市が分譲する造成済みの土地の購入	265万7千円	266万8千円

3 田代島ポケットビーチの廃止について（産業部）

田代島ポケットビーチは市営海水浴場として、東日本大震災発生以前は島内住民や観光課職員が監視業務を行いながら直営により運営を行っていた。また、開設前にはビーチへ砂を搬入し、養浜したうえで運営を維持していたが利用者の減少が続いていた。

その後、東日本大震災により施設の維持が困難となり、現在まで閉鎖し休止していた。

現状は、ビーチ内の砂が流失しているとともに、砂浜の下に整備されている海岸保護ブロックが露出し、ブロックには貝類が付着していることから、素足での立ち入りは危険な状況となっているため、当該海水浴場を廃止とするもの。

(1) 主な内容

【廃止する施設】

名称：田代島ポケットビーチ

所在地：石巻市仁斗田地内

(2) 今後の予定

令和元年10月 廃止

4 下水道排水設備工事指定店及び責任技術者の欠格事項の見直し等について（建設部）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づく、成年被後見人等（※）の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されたことに伴い、国土交通省より通知があったことから、関係条例である石巻市下水道条例の改正が必要となった。

※成年被後見人等：成年被後見人及び被保佐人

成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格事項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図る。

(1) 主な内容

① 排水設備工事指定店の申請を行う者の欠格事項の規定のうち、一部を次のとおり見直す。

現行	改正後
(1) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</u>	(1) <u>破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</u> (2) <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u>

② 排水設備責任技術者の登録を行う者の欠格事項の規定のうち、一部を次のとおり見直す。

現行	改正後
(1) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</u>	(1) <u>破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</u> (2) <u>精神の機能の障害により責任技術者職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u>

また、今回の改正に伴い、上記1の申請又は2の登録後に当該事項に該当することとなった場合は、速やかに届け出ることとする。

(2) 今後の予定

令和元年 12月 市議会第4回定例会に石巻市下水道条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：公布の日)

5 下水道事業等の公営企業会計の適用について（建設部）

「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）において下水道事業等に対し公営企業会計の適用を促進する旨が明記された。さらに、平成27年1月27日付都道府県知事あて総務大臣通知で、平成31年度までの「集中取組期間」を経て、令和2年度までに公営企業会計へ移行するように要請、集落排水及び合併浄化槽についても、できる限り移行対象に含めることとされた。

公営企業会計を適用することにより、計画性や透明性を確保し、経営状況及び財政状況をより明確にする財政管理をおこない、下水道等事業の健全かつ安定的な運営を行っていく。

(1) 主な内容

- ① 法適用の時期 令和2年4月1日予定
- ② 法適用の準備期間 平成28年度から令和元年度まで
- ③ 法適用の範囲 一部適用(財務規定のみ適用：病院局同様)
- ④ 法適用対象事業 下水道事業・漁業集落排水事業・農業集落排水事業・浄化槽整備事業

(2) 今後の予定

令和元年 12月 市議会第4回定例会に、石巻市下水道事業の設置等に関する条例及び石巻市下水道事業運営審議会条例の制定について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）

令和2年 3月 石巻市公共下水道事業等地方公営企業会計移行業務 完了

4月 公営企業会計適用開始

【その他（台風19号関連）】

- ・災害発生時に住宅調査等を行う職員の養成について（復興事業部）
- ・被災者戸別訪問調査について（福祉部）
- ・罹災証明について（財務部）
- ・災害救助法の適用、土木等技術職員の不足見込みについて（総務部）

以 上